

アイルランド

意匠規則

2002年S.I.第280号

2002年7月1日施行

目次

序則

- 規則 1 引用
- 規則 2 施行
- 規則 3 解釈
- 規則 4 手数料
- 規則 5 書類の署名
- 規則 6 書類の提出
- 規則 7 外国語による書類
- 規則 8 送達宛先

登録手続

- 規則 9 願書の様式
- 規則 10 願書に添えるもの
- 規則 11 表示
- 規則 12 出願の修正
- 規則 13 登録出願に係る詳細の通知の際に取るべき手続
- 規則 14 出願のみなし放棄
- 規則 15 分類
- 規則 16 出願日
- 規則 17 優先権の主張
- 規則 18 当国外で登録を取得するために用いる証明書
- 規則 19 複数出願
- 規則 20 分割出願
- 規則 21 不登録事由の審査

意匠登録簿

- 規則 22 意匠登録簿
- 規則 23 登録証
- 規則 24 登録の公告
- 規則 25 公告の延期
- 規則 26 登録簿の更正
- 規則 27 名称又は宛先の変更
- 規則 28 新分類への記載の適合
- 規則 29 長官による誤記の訂正

- 規則 30 登録簿の閲覧
- 規則 31 情報を受ける権利
- 規則 32 譲渡，ライセンス等の登録及び公告

更新，回復及び放棄

- 規則 33 更新の注意
- 規則 34 意匠権の更新
- 規則 35 意匠権の回復
- 規則 36 意匠権の放棄

長官の下の手続

- 規則 37 無効手続
- 規則 38 強制ライセンスの申請
- 規則 39 聴聞
- 規則 40 長官の下の証拠
- 規則 41 聴聞に係る決定の通知
- 規則 42 決定理由書の請求期限
- 規則 43 費用の担保
- 規則 44 期間延長に係る一般権限
- 規則 45 誓約の様式
- 規則 46 当国外でなされた誓約
- 規則 47 宣言を受ける公務員の印章自体が証拠となることの認容
- 規則 48 裁判所への申請
- 規則 49 裁判所の命令

雑則

- 規則 50 非就業日
- 規則 51 証拠，署名等を省く権限
- 規則 52 一般修正権限
- 規則 53 1927 年から 1959 年までの工業及び商業所有権(保護)法に基づく申請の変更

附則 1 規則 4 に基づいて納付する手数料(規則 4)

附則 2 様式(規則 9，規則 19，規則 23，規則 53)

注釈(省略)

序則

規則 1 引用

本規則は、2002 年意匠規則として引用することができる。

規則 2 施行

本規則は、2002 年 7 月 1 日に施行する。

規則 3 解釈

- (1) 本規則において、文脈上別段の解釈を必要としない限り、
「裁判所」とは、高等裁判所をいい、
「公報」とは、特許庁公報をいい、
「ロカルノ国際分類システム」とは、1968 年 10 月 8 日にロカルノにおいて署名され、随時改正されたロカルノ意匠国際分類システムをいい、
「庁」とは、特許庁をいい、
「基本法」とは、2001 年意匠法をいい、
「公告する」又は「公告された」とは、特許庁公報において公告すること又は公告されたことをいい、
「登録特許代理人」の語は、基本法第 88 条によりこの語に付与された意味を有し、
「登録商標代理人」の語は、基本法第 88 条によりこの語に付与された意味を有する。
- (2) ある項への言及は、言及が行われている規定の項への言及である。ただし、他の規定への言及が意図されていることが表示されている場合はこの限りでない。
- (3) ある条規則又はある附則への言及は、本規則のある条規則又はある附則への言及である。ただし、他の条規則又は附則への言及が意図されていることが表示されている場合はこの限りでない。

規則 4 手数料

- (1) 附則 1 の(1)欄の参照数字を付した(2)欄に記載する項目について納付すべき手数料は、(3)欄の対応個所に記載する手数料である。
- (2) 手数料は、長官が認容する何れかの方法によって納付するものとする。
- (3) 適正に納付される手数料の全部又は一部の免除に係る請求は、書面で行うものとする。かかる請求に関する長官の決定については上訴することができない。
- (4) 手数料は、当国の通貨で納付しなければならない。
- (5) 2 以上の所定の手数料を 1 回で納付することができる。

規則 5 書類の署名

- (1) 本条規則は、基本法又は本規則に基づいて庁において付与、作成又はファイルされることを要求又は許可される通知書、申請書その他の書類に適用され、かつ、このような通知書、申請書その他の書類は、以下の項において「書類」という。
- (2) パートナーシップのための又はその代理としての署名を付すべき書類は、すべてのパートナーの完全名称を記載するものとし、かつ、すべてのパートナー若しくはパートナーシ

ップの代理として署名する権限を付与された何れかのパートナー又は当該書類に署名する権限を付与されたと長官が認めるその他の者により署名されなければならない。

(3) 法人のための又はその代理としての署名を付すべき書類は、当該法人の取締役若しくは秘書役又は当該書類に署名する権限を付与されたと長官が認めるその他の者により署名されなければならない。

(4) 非法人団体(パートナーシップでないもの)のための又はその代理としての署名を付すべき書類は、これを署名する権限を適正に付与されたと長官が認める者が署名することができる。

規則 6 書類の提出

(1) (a) 基本法又は本規則に基づいて長官その他の者に送付することを許可又は要求される通知書、申請書その他の書類は、郵送することができる。

(b) 送付したことを証明する場合は、当該封書が適正に宛先を付され、(必要な場合)前納済みであり、かつ、投函されたことを証明すれば足りる。

(2) 長官は、自己の裁量により、通知書その他の書類を他の手段により提出することを認めることができる。ただし、長官により決定されかつ公告される条件に従うことを条件とする。

規則 7 外国語による書類

(1) 基本法又は本規則に基づく手続との関連で、外国語による書類又はその一部が長官に送付された場合は、長官に満足の行くように確認された当国の言語への翻訳文も長官に提出するものとする。

(2) (1)にいう書類を2部以上提出しなければならない場合は、翻訳文を同部数添付しなければならない。

(3) 長官は、不正確であると考える翻訳文の受理を拒絶することができ、その場合は、前述のように確認された別の翻訳文の適当部数を長官に提出しなければならない。

(4) (1)にいう書類は、長官が認容し得る翻訳文が長官に提出されるまでは、長官に提出されたとみなさない。

規則 8 送達宛先

(1) 基本法又は本規則に基づく長官の下の手続に関係する者及び意匠の登録所有者は、当国内の送達宛先を長官に届け出るものとし、かつ、当該宛先は、基本法及び本規則に基づくすべての目的で、当該宛先を提出した者の宛先として取り扱うことができるものとし、また、送達宛先に宛てて当該人又は当該所有者に宛てられた書状は、適正に宛てられたとみなす。

(2) 本条規則の適用上、関係の者又は登録所有者が登録特許代理人又は登録商標代理人である代理人の宛先を送達宛先にすることを希望する場合は、長官は、そのように登録されている代理人の名称を記載する送達宛先を認容することができる。ただし、その後には次の文言の陳述を付さなければならない。

(a) 「特許代理人登録簿に登録されている宛先での」、又は場合に応じて

(b) 「商標代理人登録簿に登録されている宛先での」

(3) (1)に基づいて要求されるように送達宛先が届け出られていない場合は、長官は、関係する者に通知書を送付し、通知書の日付から2月以内に送達宛先を届け出るよう求めるものと

し、当該人がそれに従わないときは、

(a) 基本法第 20 条、第 34 条、第 37 条又は第 47 条に基づく出願人・申請人・請求人の場合は、出願・申請・請求は放棄されたものとして取り扱われ、

(b) 基本法第 34 条、第 37 条又は第 47 条に基づく申請・請求の対象である意匠の登録所有者の場合は、当該登録所有者は、手続に参加することを認められない。

登録手続

規則 9 願書の様式

附則 2 に記載される様式 1 及び様式 2A を基本法第 20 条適用上の様式とする。

規則 10 願書に添えるもの

意匠登録願書とともに、次のものを提出する。

- (a) 意匠の表示
- (b) 附則 1 に記載する手数料又は当該手数料納付の証拠

規則 11 表示

- (1) (4)に従うことを条件として、規則 10 にいう意匠の表示は、寸法が 90mm×120mm を下回ってはならず、また、180mm×240mm を上回ってはならない。
- (2) 表示に関して 2 以上の図を提出するときは、それぞれ別個の用紙を用いなければならない、かつ、それぞれ場合に応じ、斜視図、正面図、側面図、平面図その他の明示を付するものとする。
- (3) 反復する表面模様から構成される意匠の表示は、それぞれ、全体の模様を示し、かつ、反復部分を十分な長さで示すものでなければならない。
- (4) (1)、(2)及び(3)の要件を満たすことができない出願人は、その後 3 月以内に、基本法第 25 条に従い、複製に適した意匠の表示を提出し、(1)、(2)及び(3)の要件を満たさなければならず、また、当該意匠は、本項の要件が満たされるまでは、登録されない。
- (5) 長官は、登録前いつでも、出願人に対し、意匠の追加表示を提出するよう求めることができる。

規則 12 出願の修正

基本法第 20 条に基づいて出願の修正を請求する者は、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。

規則 13 登録出願に係る詳細の通知の際に取るべき手続

- (1) 基本法第 22 条(3)に基づく申請は、書面で行い、署名を付するものとし、かつ、その権原又は権利が登録されるべき者の請求権又は権利の基礎となっている証書又は書類の認証謄本を添えなければならない。
- (2) 出願人は、かかる申請について附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。
- (3) 長官は、(1)にいう申請を行う者の権原又は権利を記録させるものとし、かつ、意匠の登録に際して、当該人の権原又は権利を登録簿に登録させるものとする。

規則 14 出願のみなし放棄

- (1) 出願人の過失又は不注意により、出願日から 12 月以内の登録が可能になるように意匠の登録出願が完了されなかった場合は、長官は、かかる未完了について書面で出願人に通知する。
- (2) かかる通知書が送付された日から 30 日後に出願が完了されなかった場合は、出願は放棄

されたものとみなす。ただし、登録出願を完了するために(1)にいう12月の満了から3月を超えない期間の延長を求めて申請が行われ、かつ、附則1に記載する手数料が納付された場合はこの限りでない。

規則 15 分類

基本法第24条の適用上、製品は、ロカルノ国際分類システムに従って分類する。

規則 16 出願日

基本法第25条にいう書類は、読み易く複製に適したものでなければならない。

規則 17 優先権の主張

(1) 基本法第27条に基づく優先権の主張においては、先の出願の出願日、出願がそこで行われた又はそれについて行われた国、領域又は地域の名称及び(得られる場合)出願番号を表示する。

(2) 基本法第27条に基づいて優先権を主張する場合は、登録出願とともに又は出願から3月以内に、出願日及び出願国名、意匠の表示並びに出願番号を長官に満足の行くように確認する権限ある国内当局の証明書を提出するものとする。

規則 18 当国外で登録を取得するために用いる証明書

(1) 長官は、長官の下で係属している出願の対象である意匠又は長官が登録簿に登録した意匠の当国外での登録出願に関連して用いるための証明書を交付することができる。

(2) 証明書には、係属中の出願又は登録についての適切な情報を記載する。

規則 19 複数出願

(1) 100を限度として、複数の意匠を意匠登録に係る1の複数出願にまとめることができる。そのためには、装飾の場合を除き、当該意匠を組み込むことが意図されている製品又は当該意匠を使用することが意図されている製品のすべてがロカルノ国際分類の同一のクラスに属することを条件とする。

(2) 複数出願は、附則1に記載する追加出願手数料を納付することを条件とする。複数出願に公告延期の請求が含まれる場合は、当該請求の対象である各意匠について附則1に記載する公告延期に係る追加手数料が課される。

(3) 複数出願に含まれる各意匠は、本規則の適用上、それぞれ別個に取り扱うことができる。特に、各意匠は、それぞれ別個に、執行し、ライセンスを付与し、対物的権利の対象とし、強制執行の対象とし、支払不能手続の対象とし、放棄し、更新し、譲渡し、公告延期の対象とし又は無効を宣言することができる。

(4) 複数出願に含まれる各意匠は、出願人により、基本法第25条に従って提出された意匠の表示の裏面に、アラビア数字を用いて連続番号を付されるものとする。特定の意匠について複数の表示が提出される場合は、当該意匠の各表示に同一の識別番号を付与しなければならない。

規則 20 分割出願

(1) 出願人は、意匠登録証が長官から交付される前はいつでも、複数出願(「原出願」)を 2 以上の別個の出願(「分割出願」)に分割することを求める請求書を、その各分割出願の対象となる原出願の意匠を明示して、長官に送付することができる。出願の分割を求める出願人は、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。

(2) 分割出願は、規則 9、規則 10 及び規則 11 に従わなければならない。かつ、基本法及び本規則の適用上、別個の出願として取り扱われる。ただし、規則 10 に基づいて納付すべき出願料を分割出願の出願時に納付することを必要とせず、また、分割出願は、原出願と同一の出願日及び優先日を有する。

規則 21 不登録事由の審査

(1) 長官は、基本法第 21 条に従って出願を拒絶しようとする場合は、その旨を出願人に通知する。長官は、出願人が出願を取り下げ若しくは修正する期限又は意見を提示する期限を出願人に通知する。

(2) 出願人が、登録要件が満たされたことについて長官を納得させることができない若しくはかかる要件を満たすために出願を修正しない場合、又は(1)に基づいて長官が定める期限の満了までに応答しない場合は、長官は、出願の受理を拒絶するものとする。

(3) 登録要件が満たされていると長官が考える場合は、長官は、出願を受理する。

意匠登録簿

規則 22 意匠登録簿

長官は、基本法第 30 条に基づく登録簿を備えるものとし、かつ、登録簿への登録の際、各意匠について次の事項を登録簿に記載する。

- (a) 登録番号
- (b) 登録所有者の名称、宛先及び国籍
- (c) 規則 8 に従って提出された送達宛先
- (d) 登録出願に関連して長官に提出された意匠並びにその新規性の特徴及び特性の説明
- (e) 意匠が組み込まれる又は使用される製品及びそのクラス(サブクラスを含む。)
- (f) 基本法第 29 条に従って決定された登録日
- (g) 基本法第 32 条に規定する登録の公告日。基本法第 32 条(2)に基づいて公告延期が請求された場合は、公告日は、かかる公告が行われた時に始めて登録簿に記載するものとする。
- (h) 基本法第 27 条に従って主張された優先日(ある場合)、国、領域又は地域の名称及び出願番号
- (i) 意匠登録に係る権利の部分放棄又は限定
- (j) 最初の所有者が意匠の創作者でない場合は、創作者の名称
- (k) 長官により決定された意匠の表示
- (l) 基本法若しくは本規則により要求される又は長官が適切と考えるその他の事項

規則 23 登録証

- (1) 附則 2 に記載する様式 2 を基本法第 31 条適用上の様式とする。
- (2) 基本法第 31 条(2)に基づく登録証の写しを求める申請には、原登録証を紛失又は毀損した事情を十分に記載しかつ確証する証拠を添えなければならない。他の理由に基づく登録証の写しを求める申請は、写しが自己に交付されることが適切であると申請人が考える理由についての陳述を伴うものとし、かつ、長官が要求する証拠により裏付けられなければならない。

規則 24 登録の公告

基本法第 32 条(1)の適用上、長官が公告する事項は次のものとする。

- (a) 登録番号
- (b) 登録所有者の名称及び宛先
- (c) 送達宛先
- (d) 登録日
- (e) 意匠の表示の複製
- (f) 意匠並びに主張されている新規性の特徴及び特性についての簡単な説明
- (g) 該当する場合、優先日、優先権が主張されている国、領域又は地域の名称、及び出願番号
- (h) クラス(サブクラスを含む。)
- (i) 意匠が使用される又は組み込まれる製品の記述

規則 25 公告の延期

- (1) 基本法第 32 条(2)に基づいて意匠公告を延期することができる期間は、出願日から 30 月以下の期間、又は、優先権が主張されている場合はその優先日から 30 月以下の期間とする。
- (2) 長官は、(1)にいう延期期間の満了時に、又は登録所有者の請求に基づくそれより早い日に、当該意匠に関して登録簿を公衆の閲覧に公開し、かつ、当該意匠の登録を公告するものとする。
- (3) (1)及び(2)は、出願人が当該出願人の願書又はその付属書類を閲覧するのを拒絶するものではない。

規則 26 登録簿の更正

- (1) 基本法第 34 条(1)に基づく長官に対する登録簿の更正命令の申請においては、次のものを記載する。
 - (a) 更正を求める者の名称及び宛先
 - (b) 当該意匠の登録番号
 - (c) 求める更正の内容また、この申請書は、当該人の権利の内容及び当該人が依拠する事実を十分に記載した陳述書を伴わなければならない、かつ、申請人は、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。
- (2) 長官は、登録簿その他からみて当該申請に利害を有すると考えられるすべての者に申請書及び陳述書の写しを送付するものとする。
- (3) 長官が申請書及び陳述書の写しを何れかの者に送付した日から 3 月以内のいつでも、当該人は、当該申請に対する異議を長官に申し立てることができるものとし、かつ、当該申立書には、異議申立人の権利及び異議申立人が依拠する事実の内容を十分に記載するものとする。
- (4) 長官は、その後の手続に関して適切と考える指示を発することができ、かつ、申請について決定を下す前に、当事者を聴聞することができる。
- (5) 長官は、本条規則に基づく登録簿の更正を求める申請に関して決定を下した際、場合に応じ、自己の決定の条件に従って登録簿を更正するものとする。
- (6) 基本法第 33 条に基づいて裁判所に対して直接行われる登録簿更正の申請の場合、申請人は、裁判所に申請を行う時に、申請書の写しを書留郵便で長官に送付するものとする。
- (7) 登録簿の更正が以前に公告された事項の詳細に係わる場合は、当該更正は、それらの詳細に関して公告されるものとする。

規則 27 名称又は宛先の変更

- (1) (2)に従うことを条件として、長官は、ある者の名称、宛先又は送達宛先が変更された際の当該人による書面での当該変更の登録を求める請求に基づき、当該変更を登録するものとし、変更が登録されたときは、当該人に通知するものとする。
- (2) 長官は、本条規則に基づいて名称、宛先又は送達宛先の変更請求に関して措置する前に、適切と考える変更の証拠を求めることができる。

規則 28 新分類への記載の適合

- (1) 長官が、基本法第 36 条に従って、修正又は代替のあった分類を意匠登録の目的で施行するために登録簿中の既存の記載を修正しようとするときは、長官は、その意図を意匠の登録所有者に書面で通知し、かつ、その意図を公告させるものとする。
- (2) この意図に対する異議申立書を当該意図の公告日から 3 月以内に提出することができる。申立書には、異議申立の理由を記載し、かつ、特に、基本法第 36 条(2)が関係する事項に基づく理由を含めるものとする。
- (3) 長官は、争点となっている問題に関連すると考える証拠を要求又は認容することができ、かつ、異議申立人から要求された場合は、事件について決定を下す前に、当該問題に関して聴聞を受ける機会を当該異議申立人に与えることができる。
- (4) 本条規則(2)に基づいて異議申立書が所定の期間内に提出されなかった場合は、長官は、(1)に基づいて公告された意図に従って登録簿を修正する。

規則 29 長官による誤記の訂正

基本法第 37 条(2)に基づいて行う誤記の訂正請求書には、次のものを記載する。

- (a) 訂正を求める者の名称及び宛先並びに当該意匠に係る当該人の権利
- (b) 意匠の出願番号又は場合に応じ登録番号
- (c) 求める訂正の厳密な詳細
- (d) 当該訂正を求める理由の陳述

規則 30 登録簿の閲覧

- (1) 公衆が基本法第 38 条(1)に基づいて登録簿を閲覧する権利を有する時間は、特許庁の窓口業務の時間とする。
- (2) 基本法第 38 条の規定に従うことを条件として、長官は、意匠の表示を添えた調査請求書を受領し、かつ、附則 1 に記載する手数料の納付を受けたときは、調査の日において当該意匠と同一に見える又は当該意匠に類似する意匠が登録されているか否かを確認するために合理的に実際の調査を登録簿について行わせることができ、かつ、長官は、調査の結果を請求人に通知する。

規則 31 情報を受ける権利

- (1) 基本法第 39 条に基づいて情報を請求する者は、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。
- (2) 基本法第 39 条に基づいて情報を受ける権利は、次の書類を対象としない。
 - (a) 専ら特許庁内で用いるために特許庁において作成されたもの
 - (b) 特許庁の要求によるか否かを問わず、閲覧した後送付者に返却することを条件として特許庁に送付されたもの、又は
 - (c) 秘密のものとして扱われるべきであると長官が認める書類であって、特許庁が交付若しくは受領したもの
- (3) 本条規則の如何なる規定も、ある者の評判を害すると長官が考える書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供する義務を長官に課するものと解してはならない。

規則 32 譲渡，ライセンス等の登録及び公告

(1) 基本法第 41 条(1)に基づく申請は，署名を付した書面によるものとし，かつ，その権原又は権利を登録簿に記載されるべき者の請求の基礎となる証書又は書類の認証謄本を添えなければならない。また，申請人は，当該申請に関して附則 1 に記載する手数料を納付するものとする。

(2) 基本法第 41 条(2)に基づく申請は，署名を付した書面によるものとし，かつ，その権原又は権利を登録簿に記載されるべき者の権利の基礎となる証書又は書類の認証謄本を添えなければならない。かつ，申請人は，当該申請に関して附則 1 に記載する手数料を納付するものとする。

(3) 長官は，基本法第 41 条に基づいて登録簿に記載した事項を公告する。

(4) ある者の名称が譲渡抵当権者又は実施権者として登録簿に記載される場合は，当該人は，その目的での申請を行う際，自己が譲渡抵当権者又は場合に応じ実施権者であることをもはや主張しない旨の登録簿への注記を記載させることができる。

更新，回復及び放棄

規則 33 更新の注意

規則 34 に基づいて既に更新が行われた場合を除き，長官は，ある意匠の意匠権の失効前 6 月以降 1 月以前に，当該意匠権は同規則に定めるように更新することができる旨及び消滅の日を登録所有者に通知する。

規則 34 意匠権の更新

(1) ある意匠の意匠権の更新に係る申請は，意匠権の失効前 6 月以降又は意匠権の失効後 6 月以内に，基本法第 43 条に基づいて更新を請求することにより行う。ある意匠の意匠権の更新申請人は，附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。

(2) 長官は，申請書及び所定の更新料を受領したときは，当該意匠権の更新を登録簿に登録し，当該意匠の登録所有者に更新証明書を交付し，かつ，当該更新を公告する。

(3) 基本法第 43 条(4)に定める更新申請を行うことができる期間が満了し，かつ，意匠権が更新されなかった場合は，長官は，当該意匠権が失効した旨を当該期間の満了日から 6 週間以内に当該意匠の登録所有者に通知し，当該失効を登録簿に登録し，かつ，当該失効を公告する。

規則 35 意匠権の回復

(1) 基本法第 44 条に基づく意匠権回復の申請は，意匠権が失効した日から 12 月以内に行うものとする。

(2) 回復申請書には，次のものを含める。

(a) 申請人の名称及び宛先

(b) 意匠の登録番号

(c) 納付すべきであった更新料の額及び更新料を納付すべきであった期限

(d) 意匠権の存続期間が基本法第 43 条に従って延長されるよう登録所有者が相当の注意を払ったことの証拠

(3) 当該意匠の意匠権の回復を長官が決定した場合は，長官は，その旨を申請人に通知し，かつ，未納の更新料及び附則 1 に記載する所定の追加回復手数料が納付されるのをもって，当該回復を登録簿に登録する。

(4) 意匠権の回復は，公告しなければならない。

規則 36 意匠権の放棄

(1) ある意匠の意匠権の放棄に係る通知書は，長官に提出されるものとし，かつ，次のことを行うものでなければならない。

(a) 登録所有者の名称及び宛先を記載すること

(b) 当該意匠の登録番号を記載すること

(c) 放棄通知書の対象である意匠が登録されているクラス又は製品を記載すること

(d) 登録所有者が契約その他の合意又は取決めにより当該意匠権を放棄することを妨げられていないことを保証すること

(e) 当該意匠に権利を有するとして登録簿に記載されている者のそれぞれの名称及び宛先を

明記すること

(f) (e)に基づいて指名された者それぞれが、当該意匠権を放棄するとの登録所有者の意図について長官への通知の日の少なくとも3月前に通知されていること、及びこれらの者の何れも当該放棄に異論を唱えなかったことを保証すること

(2) 登録簿からみて登録所有者以外の者が当該意匠について権利を有しており、かつ、当該人の名称が(1)(e)にいう一覧に記載されていないと長官が考えるときは、長官は、登録所有者に対し、意図されている放棄について当該人に通知するよう要求することができ、また、本項に基づいて通知された者が通知の日から3月以内に放棄に対して異論を唱えなかったと判断しない限り、当該意匠を放棄する旨の通知に基づいて措置を取ってはならない。

(3) 登録所有者が本条規則の要件を満たした場合は、長官は、意匠権の放棄を登録簿に記載し、かつ、当該放棄を公告する。

(4) 登録の効果は、(3)にいう公報での通知の公告の日以降、意匠権が放棄された範囲で消滅する。当該日前になされた行為に関して侵害訴訟を提起することはできない。

長官の下の手続

規則 37 無効手続

- (1) 基本法第 47 条に基づく長官に対する意匠登録無効の請求書には、当該請求を行う理由を記載するものとする。
- (2) 請求人は、無効を請求する際、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。
- (3) 当該意匠の登録所有者以外の者により(1)に基づく請求が行われた場合は、長官は、請求書及び陳述書の写しを書留郵便で登録所有者に送付する。
- (4) 登録所有者は、請求書及び陳述書の写しを受領してから 3 月以内に異議申立書を長官に提出することができ、長官は、その写しを請求人に送付するものとする。
- (5) 長官は、長官が決定する期間内にその他の証拠、陳述書又は答弁書を長官に提出するよう要求することができる。

規則 38 強制ライセンスの申請

- (1) 基本法第 49 条に基づく強制ライセンスの申請人は、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。
- (2) 長官は、(1)にいう手数料の納付があったときは、(1)に基づく申請の通知及び申請書の写しを登録所有者に送付し、その後、当該問題について決定を下すのに先立って取られるべき手続を定める。

規則 39 聴聞

- (1) 基本法第 80 条の適用上、長官は、出願人、登録所有者又は関係当事者に対し、聴聞を受けることができる旨を通知する。
- (2) 本規則に別段の規定がある場合を除き、聴聞の申請は、(1)に基づく長官による通知の日から 10 日以内に行なうものとし、聴聞の申請人は、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。
- (3) 長官は、聴聞の申請を受けたときは手続の他のすべての当事者に通知するものとし、その当事者の何れかが出席して聴聞を受けることを希望する場合は、当該当事者は、その旨を長官の通知から 10 日以内に長官に通知するものとする。長官は、当該当事者に対し、聴聞の期日を 10 日以上前に通知しなければならない。ただし、当事者がこれより短い予告期間に同意した場合はその限りでない。
- (4) 本条規則に従って定められた聴聞に出席しない当事者は、聴聞を受けることを希望しないものとして取り扱われ、長官はそれに応じて行動する。
- (5) 当事者間手続において、何れかの当事者が聴聞の際に、手続において未だ言及されていない書類に言及しようとする場合は、当該当事者は、他方当事者及び長官に対し、言及しようとする各書類の写しを添えて、その意図を 7 日以上前に通知しなければならない。

規則 40 長官の下での証拠

- (1) 長官は、基本法により自己に課された職務の目的で、次の何れのことをも行うことができる。
 - (a) 証人を自己の下に召喚すること

- (b) 自己の下に出頭した証人について、宣誓若しくは確約(これをさせる権限をここに長官に授与する。)に基づいて尋問すること又は宣誓若しくは確約に基づく尋問を許容すること
 - (c) かかる証人に対し、手続に関連する書類であって当該証人が提出する権限を有するものを自己に提出するよう要求すること
 - (d) 誓約書により又は口頭により提示された証拠の代わりに又はこれに加えて、宣誓供述書又はその他の宣誓付証言により提示された証拠を許容すること
- (2) 本条規則に基づく証人召喚状は、長官により署名されなければならない。
- (3) 長官の下の証人は、裁判所における証人としてと同一の免除及び特権を受ける権利を有する。

規則 41 聴聞に係る決定の通知

出願人は、すべての聴聞に関して長官の決定を書面で通知されるものとし、かつ、この通知においては、当該決定の理由を一般的表現で示すものとする。

規則 42 決定理由書の請求期限

基本法第 80 条にいう場合における長官の決定の理由及びかかる決定に到達する際に長官が用いた資料を書面で示すよう長官に請求することを出願人が希望する場合は、当該出願人は、規則 41 に基づく通知の日から 1 月以内に、附則 1 に記載する手数料を納付して、請求するものとする。

規則 43 費用の担保

基本法第 81 条(2)の適用上規定される国は、当国以外の欧州経済地域(EEA)加盟国である。

規則 44 期間延長に係る一般権限

- (1) 本規則により規定された期間であって規則 8、規則 14、規則 34 若しくは規則 36 で規定した期間以外のもの又は本規則に基づいて長官が定めることができる期間は、関係する者又は関係当事者の請求があったときに、長官が適切と考える場合は、長官が指示する通知及び条件に基づいて、長官が延長することができるものとし、かつ、かかる延長は、当該期間が既に満了していたとしても、行うことができる。
- (2) (3)に従うことを条件として、(1)に基づく延長請求は、当該期間が満了する前に行わなければならない。
- (3) (1)に基づく請求が当該期間の満了後 2 月以内に行われた場合は、長官は、延長請求の遅延に係る説明に満足し、かつ、延長により影響を受ける他の者又は当事者に延長が不利にならないと考えるときは、その裁量により、期間を延長することができる。本項の規定を援用する者は、延長請求が行われた時に、附則 1 に記載する手数料を納付しなければならない。

規則 45 誓約の様式

基本法により若しくは本規則に基づき要求される、又は基本法若しくは本規則に基づく長官の下の手続において用いられる誓約は、次のようなものでなければならない。

- (a) 関係事項を見出しで表示すること
- (b) 一人称によること

- (c) 連続番号を付した項に分けるとともに、各項をできる限り1の主題に限定すること
- (d) 誓約をする者についての説明及びその真正の居所を記載すること
- (e) 誓約をする者の名称及び宛先を記載すること
- (f) 誰のために誓約をするかを記載すること

規則 46 当国外でなされた誓約

基本法若しくは本規則により要求される又はこれらに基づいて長官の下での手続に用いられる誓約が当国外でなされて署名される場合は、かかる誓約がなされる国、領域又は地域における法的手続の目的で宣誓を行わせる権限を法律により付与されている者の面前でなされ、署名されなければならない。

規則 47 宣言を受ける公務員の印章自体が証拠となることの認容

宣言を受ける権限を付与された者の印章又は署名を付したとされる書類であって、当該宣言が当該人の面前でなされ、署名されたことを証するものは、当該人の印章、署名若しくは公的資格の真正性又は当該人の宣言を受ける権限についての証拠なしに、長官により認容され得る。

規則 48 裁判所への申請

基本法又は本規則に別段の規定がない限り、基本法に基づく裁判所への申請であって長官の職務に属する事項に関するものはすべて、申請人により直ちに長官に通知されなければならない。

規則 49 裁判所の命令

(1) 基本法又は本規則に別段の規定がない限り、基本法に基づく事項であって長官の職務に関連するものについて裁判所が命令を発した場合は、その利益になるように当該命令が発された者又はかかる者が複数ある場合はその中から長官が指定する1名は、直ちに当該命令の証明謄本を庁に渡すものとする。

(2) 長官は、できる限り速やかに、当該命令を執行するために自己に要求される措置をとる。

雑則

規則 50 非就業日

基本法又は本規則により定められた、庁においてある行為又は事柄を行う最後の日が閉庁日(かかる日は、基本法及び本規則の適用上、非就業日とする。)に当たる場合は、かかる非就業日(かかる日が複数連続して発生する場合はかかる複数の非就業日)の直後の非就業日でない最初の日にかかる行為又は事柄を行うことは適法であるものとする。

規則 51 証拠、署名等を省く権限

本規則に基づいて、ある者がある行為を行うこと若しくはある書類に署名すること、若しくは自己のために若しくは法人の代理としてある宣言を行うことを要求されている場合、又はある書類若しくは証拠が提示されること若しくは長官若しくは庁に渡されることが要求されている場合であって、かつ、当該人がかかる行為若しくは事柄を行うこと、かかる書類に署名すること若しくはかかる宣言を行うことは合理的にみてできないこと、又はかかる書類若しくは証拠を前記のように提示すること若しくは渡すことはできないことが長官に満足の行くように立証されたときは、かかる証拠の提示があったときに、かつ、長官が適切と考える条件に従うことを条件として、長官がかかる行為若しくは事柄、署名、宣言、書類又は証拠をなしで済ませることは、適法であるものとする。

規則 52 一般修正権限

長官が適切と考える条件及び方法により、その修正について特別の規定が基本法又は本規則に設けられていない書類を修正することができ、また、何人の権利も害することなく回避することができることと長官が考える手続上の瑕疵を是正することができる。ただし、規則 44 に基づく長官の期間延長権限を害することなく、また、かかる瑕疵の全部又は一部が庁の誤り、怠慢又は不作為による場合を除いては、長官は、基本法又は本規則に定める期間を変更するよう指示してはならない。

規則 53 1927 年から 1959 年までの工業及び商業所有権(保護)法に基づく申請の変更

附則 2 に記載する様式 3 を基本法第 1 附則第 4 項の適用上の様式とする。

附則 1 規則 4 に基づいて納付する手数料(規則 4)

参照 数字	項目	金額 (ユーロ)
(1)	(2)	(3)
1	基本法第 20 条に基づく意匠登録の出願	70.00
2	複数登録出願の場合の追加手数料 - 規則 19	
	各意匠につき	25.00
3	基本法第 20 条に基づく登録出願修正の請求	12.00
4	基本法第 22 条に基づく取引の登録申請	
	(i) 1 意匠について	60.00
	(ii) 当該取引に係る申請書又は通知書に記載された他の各意匠について	6.00
5	国外での出願に関連して用いられる証明書の請求 - 規則 18	25.00
6	出願の分割請求 - 規則 20(1)	
	各分割出願について	45.00
7	規則 42 に基づく決定理由の陳述に係る長官への請求	95.00
8	基本法第 32 条に基づく公告延期の請求	
	12 月以下の期間について	50.00
	12 月から 24 月までの期間について	150.00
	24 月から 30 月までの期間について	250.00
9	基本法第 34 条に基づく登録簿の更正の申請	15.00
10	基本法第 38 条に基づく登録簿の記載事項の認証謄本又は抄本の請求	3.00
	認証謄本又は抄本を包含する書類の各頁について	0.60
11	基本法第 39 条に基づく出願又は登録意匠についての情報の請求	
	請求する情報の各事項について	6.00
12	基本法第 40 条に基づく登録意匠に係る権利の存在についての情報の請求	10.00
13	基本法第 41 条に基づく取引の登録申請	
	(i) 1 意匠について	60.00
	(ii) 当該取引に係る申請書又は通知書に記載された他の各意匠について	6.00
14	基本法第 43 条に基づく意匠権の更新の申請	
	2 番目の 5 年の期間について	200.00
	3 番目の 5 年の期間について	225.00
	4 番目の 5 年の期間について	250.00
	5 番目の 5 年の期間について	300.00
15	基本法第 80 条に基づく聴聞の申請	60.00
16	基本法第 44 条に基づく意匠権の回復	76.00
17	基本法第 47 条に基づく無効請求	125.00
18	基本法第 49 条に基づく強制ライセンスの申請	310.00
19	意匠登録完了に係る期間の延長申請 - 規則 14	30.00
20	規則 44(3)に基づく期間延長申請(期間延長に係る一般権限)	
	延長される各月について	30.00
21	公衆の閲覧に公開された書類の写真複写又は複製	
	各頁について	0.30
22	手書き, タイプ, 印刷又は写真による認証謄本	3.00
	認証謄本を包含する書類の各頁について	0.60
23	1927 年法に基づく申請について基本法に従った決定を請求する通知 - 基本法第 1 附則第 4 項	10.00
24	調査請求 - 規則 30(2)	35.00

附則 2 様式(規則 9, 規則 19, 規則 23, 規則 53)

様式 1	意匠登録出願 - 単一出願
様式 1A	意匠登録出願 - 複数出願
様式 2	意匠登録証
様式 3	2001 年意匠法第 1 附則第 3 項に基づく通知

注釈(省略)